「著作権法施行令の一部を改正する政令（案）」

及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令（案）」の概要について

１．趣旨

本政令案は、著作権法の一部を改正する法律（令和８年法律第４８号）の施行に伴い、並びに同法附則第５条並びに著作権法（昭和４５年法律第４８号。以下「法」[1]という。）第９５条の２第４項、第９５条の３第４項、第９７条の２第４項及び第９７条の３第４項において準用する法第９５条第９項並びに法第９５条の２第５項、第９５条の３第５項、第９７条の２第５項、第９７条の３第５項及び第１０３条の８の規定に基づき、著作権法施行令（昭和４５年政令第３３５号。以下「令」[2]という。）の一部を改正するものである。

また、本省令案は、新法及び本政令案による委任に基づき、並びに法及び令を実施するため、著作権法施行規則（昭和４５年文部省令第２６号。以下「規則」[3]という。）の一部を改正するものである。

本政令案及び本省令案により、新法第９５条の２第１項、第９５条の３第１項、第９７条の２第１項又は第９７条の３第１項に規定する商業用レコードの公の再生又は伝達に係る実演家又はレコード製作者の二次使用料（以下「二次使用料」という。）を受ける権利に関する指定団体及び二次使用料規程に関して必要な事項等を定めるなど、所要の改正を行う。

２．概要

（１）指定団体等に関して必要な事項について（新法第９５条の２、第９５条の３、第９７条の２及び第９７条の３関係）

○　新令において、二次使用料に関する指定団体に関し必要な事項について、令第９章第１節（令第４９条の２を除く。）の規定（以下①～⑦）を準用することを規定する。

①　指定の告示（令第４６条）

②　業務規程（令第４７条）

③　二次使用料関係業務の会計（令第４８条）

④　事業計画等の提出等（令第４９条）

⑤　報告の徴収等（令第５０条）

⑥　業務の休廃止（令第５１条）

⑦　指定の取消し（令第５２条）

○　上記②に関し、新規則において、指定団体が二次使用料関係業務の開始の際に定める業務規程で定めなければならない事項として、指定団体の二次使用料関係業務に係

[1] 特に著作権法の一部を改正する法律による改正後の著作権法を指す場合には、「新法」という。
[2] 特に本政令案による改正後の著作権法施行令を指す場合には、「新令」という。
[3] 特に本省令案による改正後の著作権法施行規則を指す場合には、「新規則」という。

る業務規程の記載事項（規則第２１条）の規定を準用し、以下の事項を規定する。

ⅰ）二次使用料を受ける権利を行使する権限の受任に関する事項

ⅱ）二次使用料を受ける権利を行使する業務に要する手数料に関する事項

ⅲ）二次使用料の分配方法に関する事項

（２）二次使用料規程に関して必要な事項について（新法第１０３条の２から第１０３条の８まで関係）

①　二次使用料規程案の公示について

イ）二次使用料規程案の公示の方法

新規則において、新法第１０３条の２第３項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）における二次使用料規程の案（以下「二次使用料規程案」という。）の公示については、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを規定する。

ロ）二次使用料規程案を公示した旨の通知

新令において、指定団体は、新法第１０３条の２第３項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の規定による公示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならないことを規定する。

新規則において、この通知をしようとするときは、以下の事項を記載した通知書に二次使用料規程案を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならないことを規定する。

ⅰ）公示をした年月日

ⅱ）公示の方法

②　協議開始等の命令の申立て及び裁定の申請に関する手続等

イ）協議開始等の命令の申立て

新令において、利用者代表は、新法第１０３条の３第４項（新法第１０３条の６第２項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）及び第１０３条の７において準用する場合を含む。）の申立てをしようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、以下の事項を記載した申立書を文化庁長官に提出しなければならないことを規定する。

ⅰ）氏名又は名称及び住所又は居所並びに団体にあっては代表する者の氏名

ⅱ）協議の相手方である指定団体の名称

ⅲ）協議を求める事項

ⅳ）申立てに至った経緯

新規則において、この申立てをしようとする者は、上記の申立書に自らが利用者代表であることを疎明する書類を添付しなければならないことを規定する。また、文化庁長官は、当該申立書を受理したときは、協議を求められた指定団体に対し、遅滞なくその写しを送付することを規定する。

ロ）利用者代表であると認める場合

新規則において、文化庁長官は、新法第１０３条の３第４項（新法第１０３条の６第２項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）及び第１０３条の７において準用する場合を含む。）の申立てをした者又は新法第１０３条の４第１項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の裁定の申請をした者（指定団体を除く。）が以下のいずれかに該当する場合には、その者が一の利用区分における利用者代表と認めることを規定する。

ⅰ）当該利用区分における当該者の利用者比率[4]及び二次使用料比率[5]がともに百分の五十を超える場合

ⅱ）当該利用区分における当該者の利用者比率が百分の五十を超え、かつ、二次使用料比率が百分の五十を超える者が存在しない場合又は当該利用区分における当該者の二次使用料比率が百分の五十を超え、かつ、利用者比率が百分の五十を超える者が存在しない場合

ⅲ）ⅰ）及びⅱ）の場合を除き、当該利用区分における当該者の利用者比率及び二次使用料比率がともに百分の二十を超え、当該利用区分において他に当該者の利用者比率又は二次使用料比率を超える者が存在せず、かつ、現れる見込みがあると認められない場合

ハ）二次使用料規程に係る裁定に関する手続等

新令において、新法第１０３条の４第１項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の裁定の申請をしようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、以下の事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならないことを規定する。

ⅰ）申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに団体にあっては代表する者の氏名

ⅱ）当事者の一方から当該申請をしようとするときは、他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに団体にあっては代表する者の氏名

ⅲ）当該申請に係る裁定を受けようとする事項

ⅳ）その他文部科学省令で定める事項

また、この裁定の申請手続については、新法第１０３条の６第３項（新法第１０３

[4] 一の利用区分における利用者の総数に占めるその者又はその者に二次使用料規程に関する協議を委任した者の直接又は間接の構成員である利用者の数の割合をいう。
[5] 一の利用区分における利用者が支払った二次使用料の総額に占めるその者又はその者に二次使用料規程に関する協議を委任した者の直接又は間接の構成員が支払った二次使用料の額の割合をいう。

条の７において準用する場合を含む。）の裁定の申請について準用することを規定する。

《裁定の申請について》

新規則において、これらの裁定の申請をしようとする者は、上記の申請書に以下の書類を添えて、文化庁長官に提出しなければならないことを規定する。

A）申請に至るまでの協議の経過を記載した書類

B）申請者が利用者代表である場合にあっては、自らが利用者代表であることを疎明する書類[6]

C）二次使用料の額について裁定を申請しようとする場合にあっては、その額の算定の基礎となるべき事項を記載した書類

《裁定申請書の記載事項について》

新規則において、ⅳ）の文部科学省で定める事項として、以下の事項を規定する。

D）協議開始等の命令の年月日[7]

E）協議が成立しない理由

ニ）裁定の理由の文書による通知

新規則において、文化庁長官は、新法第１０３条の４第３項（新法第１０３条の６第４項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）及び第１０３条の７において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第６７条第７項の規定により当事者に裁定をした旨の通知をするときは、併せて文書により当該裁定の理由を通知することを規定する。

ホ）他の当事者への通知

新規則において、新法第１０３条の４第３項（新法第１０３条の６第４項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）及び第１０３条の７において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第６８条第３項の規定により他の当事者に通知するときは、ハ）の申請書の写し並びにハ）A）及びC）の書類の写しを送付することを規定する。

ヘ）協議の勧告及び資料の提出の要求について

新令において、二次使用料規程に係る裁定に関し、協議の勧告（令第５５条）及び

[6] 新法第１０３条の４第１項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の裁定の申請をしようとする場合に限る。

[7] 新法第１０３条の４第１項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の裁定の申請をしようとする場合には、協議開始等の命令があった場合に限る。

資料の提出（令第５６条）の規定を準用することを規定する。

③ 指定団体による二次使用料規程の届出に関する手続

イ）二次使用料規程の公表方法

新規則において、新法第１０３条の５第１項又は第１０３条の６第５項（これらの規定を新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを規定する。

ロ）二次使用料規程の届出に関する手続

新令において、指定団体は、新法第１０３条の５第１項又は第１０３条の６第５項（これらの規定を新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の規定による届出をするときは、法第１０３条の３第１項又は第１０３条の６第１項（これらの規定を新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の協議の経過その他の文部科学省令で定める事項を記載した書面を添付しなければならないことを規定する。

《書面への記載事項について》

新規則において、この書面への記載事項として以下の事項を規定する。

Ⅰ）新法第１０３条の５第１項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする場合

ⅰ）新法第１０３条の２第２項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の規定による❶意見の聴取の有無及び❷当該聴取を行った場合には、以下の事項

A）意見聴取の年月日

B）意見聴取の相手方の氏名又は名称

C）意見聴取の方法

D）聴取した意見の内容

E）聴取した意見を反映した場合にあっては二次使用料規程の該当箇所

ⅱ）新法第１０３条の３第１項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の❶協議の求めの有無及び❷同項の協議を行った場合には、その結果に関する以下の事項

A）協議の相手方である利用者代表の氏名又は名称及び団体にあっては代表する者の氏名

B）協議の経過

C）協議の結果に基づき変更した場合にあっては二次使用料規程の該当箇所

D）協議において変更する必要がないこととされた部分がある場合にあっては二次使用料規程の該当箇所

Ⅱ）新法第１０３条の６第５項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする場合

新法第１０３条の６第１項（新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の協議に関する以下の事項

A）協議の相手方である利用者代表の氏名又は名称及び団体にあっては代表する者の氏名

B）協議の経過

C）協議の結果に基づき変更した場合にあっては二次使用料規程の該当箇所

D）協議において変更する必要がないこととされた部分がある場合にあっては二次使用料規程の該当箇所

（３）ディスク等による手続について（新規則第２４条関係）

新規則において、以下の書類の提出についても、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することにより行うことができることを規定する。

ⅰ）新法第１０３条の５第１項及び第１０３条の６第５項（これらの規定を新法第１０３条の７において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならない二次使用料規程に係る書類及び（２）③ロ）に規定する事項を記載した書類

ⅱ）新令において準用する令第４７条第１項の規定により届け出なければならない業務規程に係る書類

ⅲ）新令において準用する令第４９条第１項及び第２項の規定により提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに新令において準用する同条第３項の規定により提出しなければならない事業報告書に係る書類

ⅳ）新令において準用する令第５１条第１項の規定により届け出なければならない事項に係る書類

（４）その他関係規定の整備について

（１）から（３）までのほか、本政令案及び本規則案の施行の日前においても指定団体による業務規程の作成を可能とする等、改正法、本政令及び本規則の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、新法の施行に伴い必要となる所要の規定の整理等を行う。

３．施行期日（予定）

著作権法の一部を改正する法律の施行日